

印西市建設工事等契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事等（工事若しくは製造の請負、調査・測量・設計等の業務委託、工事用材料若しくは物品の購入その他）に係る契約事務の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

(執行伺)

第2条 事業の施行に関する事務を分掌する者（以下「事業担当課長」という。）は、あらかじめ事業の執行につき、図面、仕様書、設計書等（以下「設計書等」という。）を作成の上、所定の決裁を受けなければならない。

2 印西市契約事務規則（以下「規則」という。）第18条の2第1項第3号に該当するときは、その内容等に応じ、前項に規定する設計書等の一部又は全部を省略することができる。

3 前項の規定により設計書等の一部又は全部を省略したときは、予算執行の根拠となった見積書等をもって、設計書等の作成に代えることができる。

(入札等審査会)

第3条 指名競争入札を行う場合において、当該入札に参加できる者（以下「指名業者」という。）を決定しようとするときは、あらかじめ入札等審査会（以下「審査会」という。）の意見をきかなければならない。

(指名業者の推薦)

第4条 事業担当課長は、審査会に付すべき事業について、第2条に規定する決裁終了後指名業者を推薦しなければならない。

2 前項の指名業者の選定は、別に定める業者選定基準を遵守し、入札参加資格者登録台帳により選定することとする。

(指名業者の決定及び指名通知)

第5条 指名業者の決定は、審査会の会議結果に基づき、市長の決裁を受けることにより行うものとする。

2 前項の規定により指名業者が決定されたときは、契約担当部長は指名業者に通知するものとする。

(図面説明等)

第6条 図面及び現場に関する説明、契約条件その他積算に必要な事項の説明（以下「図面説明等」という。）は、事業担当課長が行うものとする。

2 事業担当課長は、図面説明等に際し、指名業者に対し、別に定める入札約款及び契約書案を提示しなければならない。

(入札)

第7条 入札は契約担当部長が執行する。

2 入札は別に定める入札約款（電子入札システムにより入札書の提出を受けられる場合は、印西市電子入札約款及び印西市電子入札システム運用基準）に基

づき行わなければならない。

3 工事請負契約に係る入札においては、全ての入札参加者に対して入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めるものとする。ただし、再度入札において、紙入札又は入札の公告若しくは指名通知において提出を求めない旨を明記している場合は、この限りではない。

4 契約担当部長が入札を行う場合においては、必要に応じて事業担当課長又は、事業担当課長の指名する職員（以下「立会人」という。）が当該入札に立会うことができるものとする。

（開札）

第8条 前条第1項の規定により入札を執行する者（以下「入札の執行者」という。）は、開札に当っては落札者及びその金額を読み上げなければならない。

2 入札の執行者は、再度入札を行う場合においては前入札における最低入札金額を読み上げなければならない。

（入札不調に伴う措置）

第9条 再度入札の結果においても落札者がいないときは、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者）から見積りを徴することができるものとする。但し、最低札の金額と予定価格の差が大きい等のため、入札の執行者が見積りを徴することが適切でないとき認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約の相手が決定しないときは、事業担当課長は当該工事等に係る設計について検討の上、設計変更又は指名競争入札の場合は指名業者の指名替え等の再度入札等に付するための必要な措置を講ずるものとする。

（予定価格）

第10条 予定価格書は、入札直前に作成し封筒に入れ、封筒には封印をすることとする。

2 規則第19条に規定する随意契約における予定価格書の省略については、次のとおりとする。

（1） 規則第18条第1項に定める額を超えないとき。

（2） 国若しくは公庫等の政府機関又は他の地方公共団体と随意契約する場合において、市長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

（3） 印紙、切手、ハガキその他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき、又は契約の目的や性質により相手方が特定される等見積書を徴し難いとき。

（4） 規則第18条第1項各号に定める額を超えるもので、規則第18条の2第1項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当するとき。

3 前項各号の規定により、予定価格書の作成を省略したときは、支出負担行為書又は予算執行の根拠となった設計書等の額をもって、予定価格を定めたものとみなす。

(最低制限価格)

第11条 印西市契約事務規則第14条第2項に定める最低制限価格を付す場合は、別表第1を基準として設定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格の額に代えて、最低制限価格の算定方法を定めることができる。

(入札結果の通知)

第12条 入札の執行者は、入札執行後速やかに開札調書を作成し、事業担当課長に送付するものとする。

(契約の締結)

第13条 入札等により契約の相手方が決定したときは、速やかに契約(議会の議決に付すべき契約にあつては仮契約)を締結しなければならない。

2 前項において、議会の議決に付すべき契約について議会の議決があつたときは、その議決をもって本契約を締結したものとする。

(契約不適合責任期間)

第14条 工事等の請負契約における契約不適合責任を負うべき期間は、工事等の種類ごとに別表第2に定めるところによるものとする。

2 工事の種類及び性格等により、契約不適合責任を負うべき期間が前項の規定によることが適切でないとき認められるときは、別に定めることとする。

(増工事等の契約)

第15条 契約を締結し、請負者が既に施工中の工事等(以下「本工事等」という。)について、新たな工事等を契約変更により増加させることができる場合は、次の各号の1に該当する場合とする。

(1) 追加して発注しようとする工事等(以下「増工事等」という。)の設計を本工事等の設計と分離して行うことが不適當であるとき。

(2) その他契約変更により行うことが特に必要であると認められるとき。

2 前項各号に定める場合を除き、増工事等に係る契約の締結は、本工事等の契約と別途に行うものとする。

(工期の延長)

第16条 契約の相手方から工期延長承認願が提出されたときは、その内容について審査し、やむを得ないと認められた場合、所定の決裁を受けて工期の延長に関する変更契約を締結するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告又は指名通知（以下、これらを「入札の公告等」という。）を行う工事又は製造の請負に係る入札について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事又は製造の請負に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告又は指名通知（以下、これらを「入札の公告等」という。）を行う工事又は製造の請負に係る入札について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事又は製造の請負に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告し

た事業については、旧要領によるものとする。

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

別表第1（第11条）

工事等の種別	最低制限価格
すべての工事又は製造	<p>1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格の100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。）から千円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額</p> <p>2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。</p>
街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託	<p>予定価格算出の基礎となった額（入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の80を乗じて得た額（千円未満を切り捨て）とする。）に100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。</p> <p>ただし、予定価格が1,000万円未満のものについては適用しない。</p>

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等

別表第 2（第 1 4 条第 1 項）

工事等の種別	契約不適合責任期間
工事目的物	2 年
工事目的物のうち設備機器本体等	1 年

備考

上記にかかわらず、下記に該当するときはこの限りでない。

- 1 受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき。
- 2 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 9 4 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 1 2 年政令第 6 4 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うとき。
- 3 その他別段の定めがあるとき。